

単元名「近代国家への歩み」

<単元目標>

- ・明治政府ができ、欧米の制度や文化を取り入れて国の仕組みを整えていったことを調べ、産業の発展や憲法制定などの近代化を進めていった経過や、その目的を理解する。
- ・アジアでの2度の戦争を調べて、国力をつけていった日本が、国際社会の中でどのような立場になっていったのか、またその背後で、国内の産業や社会の様子はどのようなものであったかを理解する。

2つの絵を見くらべてみよう ①



「Aはちょんまげをしていて、着物を着ている。Bは今に近い服装だ」「Aは見たことあるよ、江戸時代でよく見た感じ」「2つとも全然違うな」「Bを見ると、憲法って書いてあるよ」「憲法ができた時のことかな」「なんでこんな風になったの」「この間に何があったんだろう」

AとBの間（約20年間）に何があったのだろう ③

○ペリーの来航

<ペリーが来てから開始したこと>

- ・条約が結ばれる（日米和親条約・日米修好通商条約）
- ・港を開く（下田、函館）
- ・貿易の開始

→ 日本にとって不平等な条約

<その後の日本国内>（「江戸後期」という世の中）

- ・国内の品物が不足する。値上がる。
- ・一揆や打ちこわしが起こる。
- ・色々な階層、各地で不満が募る

- ・薩摩藩と長州藩の同盟、坂本竜馬の活躍
- ・大政奉還（200年以上続いた幕府が倒れる）

○政府・・・「明治」への転換

A<政策>

- ・五箇条の御誓文
- ・廃藩置県
- ・地租改正
- ・富国強兵
- ・四民平等

B<人物>

- ・福沢諭吉
- ・お雇い外国人
- ・世界で活躍した日本人
- ・薩摩藩と長州藩の人の活躍

C<文化>

- ・西洋風の暮らし
- ・洋服とザンギリ頭
- ・新聞
- ・電話
- ・ガス灯
- ・郵便
- ・鉄道
- ・西洋の思想

○政府に不満を持つ人達の出現

D<募る不満>

- ① 政府の政治の進め方（士族の反乱）
（西郷隆盛（西南戦争））
- ② 深刻な不況で生活難
（秩父事件など）
- ③ 不平等条約改正
（ノルマントン号事件）

○民衆の政治運動

E<自由民権運動>

自由民権運動・・・最大の目的は「国会の開設」

国会開設＝近代国家の証

- ・有力な藩の出身者ではなく、国民に選ばれた議員が政治を行うべきだ
- ・人民に参政の権利を与え、世論の力によってこの問題を解決しなければならない
- ・自由に意見を発表できる場を作るべきだ

↓

政府は国会開設を約束する

「ペリーが来たことから日本が変わってきたね」「どんどん外国っぽくなっていったから服装とかも変わったんだな」「国会を開いて欲しいという自由民権運動が起きて、憲法が出されるきっかけになったんだ」「決まった人達だけではなく、みんなで話し合う場が欲しいと思っていたんだね」「出された憲法ってどんなものだったのかな」

大日本帝国憲法にはどんなことが書いてあったのか予想してみよう ①

<本時>

(A)

- みんなが教育を受けられるようにする

(B)

- 天は人の上に人を作らない
→ みな平等

(C)

- 生まれながらにして自由で平等

(D)

- 税金を減らす
- 生活難の時は保護する

(E)

- 言論の自由
- みんなが政治に参加する権利 (女性にも参政権)

「学生が発表されたから、みんなが教育を受けられるようにするっていう言葉が入ったんじゃないかな」「福沢諭吉の『学問のすすめ』という本には天は人の上に人を作らずっていう言葉が入ってて、当時の人に受け入れられていた考えみただから、みんな平等っていう言葉が入ると思うな」「民権派の人は、決まった人だけでなくみんなが政治をできるようにしたいって思っていたから、みんなが選挙に参加できるっていう文を、憲法の中に入れようって思ったと思う」

○ 発布された大日本帝国憲法はどんなものだったのかな

<大日本帝国憲法>

第1条 日本は天皇が治める

第3条 天皇は尊いものなので、逆らったりけがして傷つけたりしてはいけない

第11条 天皇は陸軍と海軍をまとめる

第22条 国民は法律で決められた中で、住むところを決めたり、引っ越ししたりする自由がある

第25条 国民は、法律に決められた場合以外は、許すことなしに家に入られたり、探されたりすることはない

第26条 国民は法律で決められた場合以外は、自分で書いた手紙を勝手にみられることはない

第28条 国民は、世の中が平和で穏やかになるように規則や国民の義務を守っているなら、どんな宗教を信じるの信じないのも自由である

第29条 国民は法律で決められた中でならば、意見を言うこと、本を書き印刷し発行すること、同じ考えの人々が集まってグループを作ることの自由を持っている

国民の権利に関する条文

第33条 議会は貴族院と衆議院の両院で成りたっている

第34条 貴族院は貴族院令という法律で決められた内容で、表だって選挙をした議員によって作る

第35条 衆議院は選挙法という法律で決められた内容で、表だって選挙した議員によって作る

第37条 全ての法律は議会の同意や協力を得て決める必要がある

議会に関する条文

特徴：天皇からいただいた形の憲法（欽定憲法）、天皇の力が強い

「予想したことと全然違う」「なんだこれ」「みんなの思いが全然伝わってないじゃん」「自由民権運動をしてきた人は残念に思っただろうな」「平等っていう言葉が入らなかったのはなんでだろう」「結局、選挙ってみんな参加できたのかわからないよ」「自由民権運動をしていた人達はどう思ったのかな」

○ 民権派の人が考えた憲法（私擬憲法）を見てみよう ①

- ①五日市憲法（千葉卓三郎）1881
 - ・自由権 ・平等権 → 人権の規定
 - ・地方自治権 ・立法権、司法権 ・教育権（義務教育）
- ②日本国国憲案（植木枝盛）1881
 - ・自由権 ・平等権 → 人権の規定
 - ・革命権 ・抵抗権
- ③憲法草案（村松愛蔵）1881
 - ・女子参政権を規定

「自由民権派の人たちの考えと自分たちの予想は近かったね。」「大日本帝国憲法とは全然違うな」「民権派の人が考えたものは今に近い感じがする」「女子の参政権を入れていた人もいたなんて」「憲法もできて、とりあえず国会は開設されるけれど、この憲法はこの後の時代にどう関わっていくんだろう」「憲法制定後の世の中はどのようなのかな」

その後の日本はようになるだろう

「議会も開かれることになったし、民衆も納得して平和になる」「まだ政府への不満は残っていそう」「もっと外国みたいになりそう」「いろいろ決まったし、もっと日本を発展させたいって政府は思うかも」

<領地（朝鮮）をめぐる争い> ① 日本 対 清（中国） 『日清戦争』
→勝利をし、賠償金と台湾を手に入れる

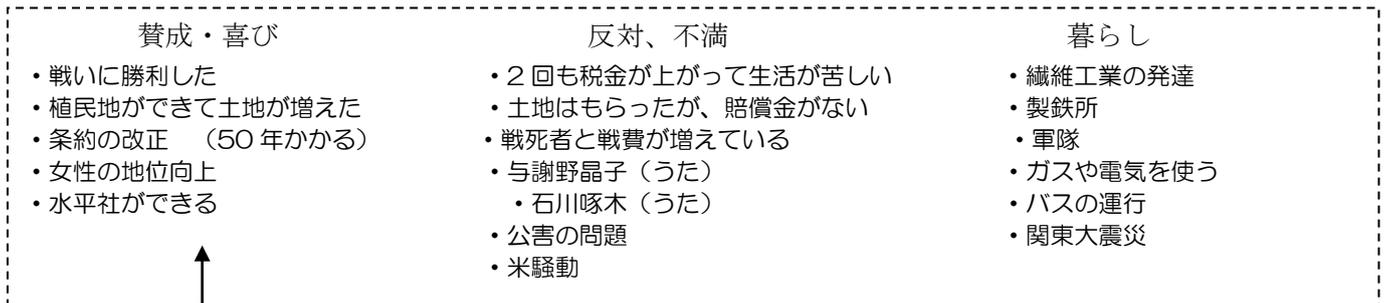
「すごいな、意外と強いんだ」「富国強兵っていい、軍隊をつくっておいてよかったね」「軍隊が出たってことは、それを指揮していたのは天皇ってこと？」「きっと皆大喜びだ」「このまま領地を増やせばいいのに」

② 日本 対 ロシア 『日露戦争』（東郷平八郎が指揮）
→激しい戦いの末に勝利し、土地を手に入れる
↓
朝鮮併合と植民地化

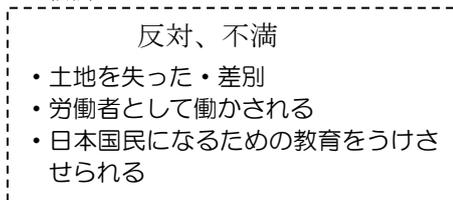
「連戦連勝だ」「向かうところ敵無しという感じ」「日本はよっぽど強いのかな」「領地が増えてきたんだな」「もっと土地がほしいだろうな」「国内はどんな風になっていたんだろう」「民衆はみんな大喜びだったろうな」

○日本国内の様子は、どうなっていたのかな

<日本国内>



<朝鮮>



「勝利はしたけれど、不満がでるのか」「戦争に反対していた人がいたんだ」「生活は苦しくなるばかり」「また、外国のようにいろいろ発展している。」「朝鮮を日本みたいにしたら、朝鮮の人たちがかわいそうすぎる」「戦争はこれで終わりかな」「まだまだいやなことが続きそうだ」

日露戦争後の日本はようになっていくのかな